

さっぽろ法律事務所・事務所ニュース

みどり野

2021年
新春号

さっぽろ法律事務所

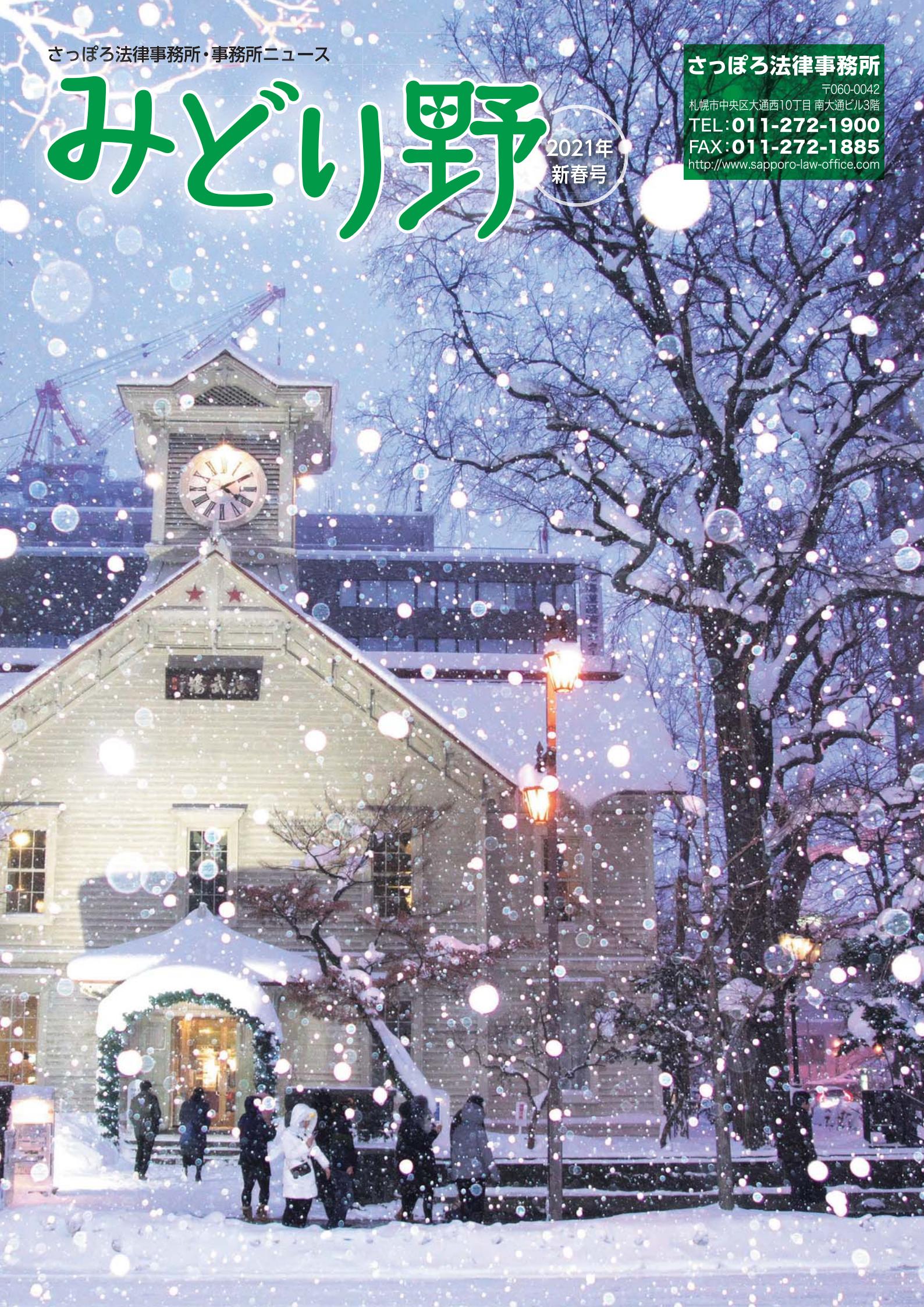
〒060-0042

札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル3階

TEL: 011-272-1900

FAX: 011-272-1885

<http://www.sapporo-law-office.com>



二〇二一年一月

さっぽろ法律事務所

世界で続く大きな「困難」は、私たちに政治の重要性を改めて示していると考えます。昨年は、単に首相が変わるだけでは私たち市民の直面している困難は解決されないことが明らかになりました。私たちのいのちとくらしを守る真に新しい政治への転換が求められているのではないでしょう。

今年も、皆さまとともに、誰もが希望の持てる社会の実現を目指すとともに、皆さまの期待に応えるべく精進してまいります。今年もどうぞよろしくお願いいたします。



生活保護基準 引下げ取消訴訟、 今春判決！

弁護士
長坂 貴之

今春3月29日、札幌地方裁判所で、生活保護基準引下げ処分取消訴訟の判決が出る予定です。

全国で同様の訴訟が提起されており、昨年6月には名古屋地裁で最初の判決が出ましたが、厚生労働大臣の広範な裁量を認めただけではなく、生活保護引下げを公約とした自民党の政策は国民感情や国の財政事情を踏まえたものなのでこれを考慮できるのは明らかなどという、生活保護の理念をぶち壊すような、歴史上稀に見る悪辣な判決でした。

自民党や政府に忖度するという明らかに誤った空気が今の日本に蔓延していますが、人権の砦となる裁判所までが平気で忖度するようになっては、日本はもう終わりです。

なんとしてもこの流れは断ち切らなければなりません。

あけましておめでとうございます



ドラマ 「エール」に思う

弁護士
猪狩 久一

昨年放送されたNHKの朝ドラ「エール」は、福島県出身の作曲家古関裕而氏をモデルとしたドラマでした。私も福島県で生れ育った人間で、故郷の人達から、早稲田の応援歌「紺碧の空」、甲子園で歌われる「栄冠は君に輝く」、タイガースの球団歌「六甲おろし」(通称)、東京オリンピックマーチ等が、古関氏の作曲であることは聞かされました。今回ドラマを視聴することで、「露營の歌」等、戦争に突き進む中、日本中で歌われていた軍歌の幾つかも、古関氏の作曲であったことを知りました。ドラマでは、戦場の実態を知った古関氏が、戦後、国民を戦争に鼓舞する曲を作ったことについて、悩み、苦しむ姿も描かれていました。時代の中での人間の生き方について考えさせられる課題です。私は、古関氏が作った曲の中では、「長崎の鐘」が一番好きです。



自由を制限する 規制としての 知的財産法

弁護士
平澤 卓人

旧年6月に、田村善之東京大学教授らと共に著で『プラクティス知的財産法II 著作権法』を出版しました。

著作権法はもともとは海賊的な出版行為を取り締まるための法律でしたが、技術革新やインターネットの普及によって適用範囲が拡大していき、現在は、全ての個人に関する法律になりつつあります。近年では、「漫画村」などの漫画の違法アップロードを取り締まるための法改正を議論していたはずであったにもかかわらず、なぜか個人のダウンロードを合法化するという方向となり、恩恵を受けるはずであった漫画家からも異論が出されるという事態となりました(その後、修正が加えられ2020年に改正著作権法が成立)。

知的財産権は、権利であります。権利であります。財産権の名のもとに、個人の自由が不当に制約されないよう、注視していく必要があります。



議論しましょう 「核のゴミ」問題

弁護士

猪狩 康代

国は、原子炉で使用した後の高レベル放射性廃棄物（核のゴミ）について、ガラス固化体にし、300m以深の地下に埋める「地層処分」とする方針を示していますが、その場所（最終処分場）は決まっていません。昨年10月、寿都町や神恵内村が、最終処分場を選ぶ手続の第1段階である文献調査に応募しました。使用済み核燃料を再処理した加工物は、表面の放射線量が20秒で人体の致死量に達する極めて危険な物であり、その放射線量が人体に影響のない水準まで弱くなるのに、数万年から10万年かかると指摘されています。10万年前といえば、ネアンデルタル人の時代。核のゴミ処理は、スウェーデンとフィンランド以外どの国も最終的な保管場所が決まっていない難問。活断層が数多存在し、世界で有数の地震大国である日本における「地層処分」は、危険すぎます。北海道のみならず日本全体で議論を尽くすべき問題です。



『憲法かるた』 大好評発売中！

弁護士

神保 大地

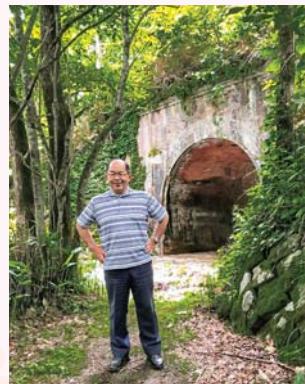
私が共同代表を務めるあすわか（明日の自由を守る若手弁護士の会）では、憲法を楽しく遊びながら学べる『憲法かるた』を作りました！

可愛いイラストで憲法条文のイメージを把握できますし、読み札を読むだけで条文の意味が分かります。在宅で退屈しそうな方々へのプレゼントにぜひどうぞ。「かるたなんて子どもの遊びだよ」と思われた方には、解説だけを読んで絵札を当てるゲームもおススメです。大人でもなかなか難しいですよ！

お買い求めは、あすわかHP
(<https://www.asuno-jiyuu.com/>→グッズ→憲法かるた)
やFAXでご注文可能です。私にご連絡いただいても結構です！憲法を楽しみましょう！



「憲法かるた」



吃音症ある 看護師の自死を 労災と認める判決

弁護士

大賀 浩一

◀旧狩勝線・小梁川橋梁にて

昨年10月、新人の男性看護師の自死事件につき、労働基準監督署による遺族補償給付等不支給処分を取り消す判決が札幌地裁で出され、被告国からの控訴なく確定しました。

この方は難発（言葉が出てこない）の吃音症に苦労しながら30代で看護師資格を取得し、念願の病棟勤務となったものの、①患者への説明がうまくできずクレームが重なり、②指導看護師から読み上げ練習（吃音症の患者には効果がなく苦痛のみとされる）を強いられ、③新人中1人だけ試用期間を延長されたことを苦に自死されました。

判決では、①と③の出来事につき業務起因性が認められて勝訴となりました。

NHK朝ドラ「エール」では、主人公のモデル（作曲家古関裕而）が吃音症だったことも話題になりましたが、こうした障がいを持つ方が不当な差別的扱いを受けることのないよう、世間の理解が進むことを願ってやみません。（なお、本件の原告代理人は当事務所出身の安彦裕介弁護士と私です。）



「コロナ災害」を のりこえる

弁護士

山本 完自

◀実際の相談時には、
今は、マスクを着用しております。

2020年は新型コロナウイルスの感染拡大が世界のあり方を変えました。2021年も引き続き「withコロナ」の状態が続くことが予想されます。新型コロナウイルスの感染拡大の影響による生活や事業等における様々な困難に対し、全国各地で弁護士や市民団体・労働組合等が連携して電話相談会を繰り返し実施し、もしそのなかで今の制度では対応できない問題があれば、その問題に苦しむ市民の切実な声を政治に届けようとしています。

自分の力だけで生きている人は、この世の中にほぼいません。周りに相談して助け合うことも時には必要ですし、法律問題（労働、相続、債務整理、交通事故等）であればお気軽にご相談していただきたいとは思います。医療体制や休業要請に対する補償等といった問題は公的機関による対応なくしては解決できません。「社会というものはまさに存在する（there really is such a thing as society）」（新型コロナウイルスに感染したイギリスのジョンソン首相の隔離中のメッセージ）のです。



感染対策も 科学的に

弁護士

川上 麻里江

◀マスクはお化粧の時短にも便利

新型コロナウイルスの世界的な蔓延は、私たちの生活を大きく変えてしまいました。何事も感染予防が最優先。会食・おしゃべり・移動を避けること、さらには「ソーシャルディスタンス」が推奨されています。

とはいっても、人が体も心も健康に生きる基本は、体を動かし、栄養をとること。そして、実はスキンシップも。一説によると、ハグをすると幸せホルモンが分泌されるとか、キスをするとアレルギー反応が弱まる(2015年イグ・ノーベル医学賞受賞研究より)とか。

目に見えないウイルスとの闘いでは、何をしても不安が解消されることはありませんが、健康維持も科学的でありたいものです。



セクシュアル・
マイノリティが
安心して暮らせる
社会に

弁護士
高橋 友佑

「LGBT」「セクシュアル・マイノリティ」といった言葉が世の中にかなり浸透してきました。

私は、現在「結婚の自由をすべての人に」訴訟という、同性カップルが結婚できないことが憲法違反だと正面から問う日本で初めての訴訟の弁護団員の1人として活動しています。

2019年2月14日に全国各地で一斉提訴されましたが、新型コロナウイルスの影響を受けなかった北海道訴訟では、2021年3月17日にこの問題に対する日本で初めての司法判断が下される予定となっています。

私は、弁護士として、また一人の同性愛者として、この訴訟を通じてセクシュアル・マイノリティを含むすべての人が安心して暮らせる社会にしたいと思っています。

今後の訴訟の動向にご注目下さい。



初回相談は60分以内無料です。

お電話をいただいたその日にご相談(即日相談)に応じます。
土・日・祝日のご相談(要事前予約)も受け付けております。

■業務受付時間：平日 午前10時～午後5時30分



※土・日・祝日はお休みをいただいているので、ご相談は事前に電話予約(平日)が必要です。

※特定の弁護士をご希望される場合には、即日相談、及び土・日・祝日相談には応じられない場合がございます。

あらかじめご了承ください。

※ご加入の保険をご利用可能な場合には、保険会社をご請求させていただく場合もございます。また、日本司法支援センター(法テラス)の法律相談援助をご利用可能な場合には、法テラスにご請求させていただく場合もございます。いずれの場合も、お客様から相談料をいただくことはございません。

- 常時法律相談を受け付けております。ご希望の方は、お越しになる前に必ずお電話またはホームページの「相談ご予約フォーム」でご予約くださいますようお願いいたします。
- ご相談はできる限りご本人がお越しください。
- ご相談の際は、関係資料(契約書、請求書、領収書、登記簿謄本、裁判所から届いた書類など)を必ずご持参ください。
- 当事務所のある南大通ビルは、地下鉄東西線「西11丁目」駅3番出口に直結しております。
- 駐車場はございませんので、お車でお越しの方は、近隣の有料駐車場(右図参照)をご利用ください。



さっぽろ法律事務所

札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル3階

TEL:011-272-1900 FAX:011-272-1885

URL→<http://www.sapporo-law-office.com>

さっぽろ法律事務所

検索



※電話の受付時間は平日の

午前10時～午後5時30分です。

※FAXの受付時間は終日です。